

## 墨田区商工業融資返済期間変更申請について

### 1 目的

墨田区商工業融資を利用している区内中小企業者に向け、経営の一助としてご利用いただくため、同融資の返済期間変更(延長及び短縮等の償還終了日の変更)制度を実施しています。当初計画より短い期間での返済を希望する中小企業者は、申請により返済期間の短縮を図ることが可能です。

### 2 要件等

- (1) 金融機関及び信用保証協会の承認が必要です。
- (2) 返済期間の変更は、融資実行後1回限りです。

### 3 変更の形態と利子補助について

当初約定の利子補助額の範囲内で、商工業融資の元本の返済猶予中に発生する利子を含めて、返済している利子についての補助を行います。利子返済が猶予中の場合、利子の補助はありません。

変更の形態と補助される利子については、以下のとおりです。

- (1) 借り入れている融資制度の返済期限の上限内での延長(返済猶予期間を含む)  
融資開始時から当初完済予定日までの利子補助額(当初約定の利率で算出)より、既に補助を実施した分を除いた額を、変更日以降に補助します。
- (2) 返済期間の短縮(返済猶予期間を含む)  
返済期間変更後、実際に発生する利子補助額(当初約定の利率で再算出)の範囲内で、変更日以降に補助します。
- (3) 返済期間の変更はないが、返済猶予期間が終了した後、元金均等払い又は一括返済する場合  
融資開始時から当初完済予定日までの利子補助額(当初約定の利率で算出)より、既に補助を実施した分を除いた額を、変更日以降に補助します。

### 4 制度適用対象

平成21年12月4日以降に、返済期間変更を行った墨田区商工業融資の各資金。

### 5 提出書類

- (1) 融資返済期間変更申請書【(控)も提出してください。】
- (2) 信用保証書の写し(変更後のもの)

### 6 その他

#### (1) 利子補助の停止及び返還

返済期間の変更のみ行う場合は、利子補助が継続されます。

以下に列挙する変更を行った場合、その事実のあった日に遡って利子補助は停止し、過払いとなった利子及び信用保証料について返還請求することがあります。

請求を行っても利子等が返還されない場合、次回の区融資あっせんはご利用いただけません。

ア 利率の変更

イ 2回目の返済期間変更(返済猶予期間を含む)

ウ 返済日の変更

エ 返済期間変更時の一部繰上返済及び2段階の返済方法

オ 一括返済。ただし、返済終了日の変更はないが、返済猶予期間を設け、毎月発生する利子を返済した後、元金均等払い又は一括返済した場合を除く。

カ その他、区の返済方法と異なる場合

#### (2) 融資の一本化

返済期間変更後、約定に基づく元金の返済を6か月以上継続している場合、資金限度額の範囲内で当該融資残額に追加融資額の合算(融資の一本化)を申込むことができます。

#### (3) 申請方法

直接、区役所にお持ちください。

産業観光部経営支援課  
電話 03-5608-6183